

福生市地域包括支援センター加美  
(指定介護予防支援事業所)  
重要事項説明書  
〈令和6年4月1日現在〉

1 事業者の概要

事業所名	福生市地域包括支援センター加美
事業所番号	1304400037
所在地	東京都福生市加美平 3-6-10 メゾン加美平 103 号室
連絡先	042-553-3720
開所時間	月曜日から土曜日まで 8時30分から17時15分まで ※日曜日・祝日・年末年始(12/29から1/3まで)を除く。
位置付け	住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、心身の健康の保持、保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に行う中核機関

(1) 職員体制

資格	常勤
センター長	1名
主任介護支援専門員(社会福祉士)	1名
社会福祉士(介護支援専門員)	1名
保健師・経験を積んだ看護師 (認知症地域支援推進委員兼務)	1名
介護支援専門員(生活支援コーディネーター)	1名
認定調査員	1名

2 事業の目的

高齢者等(以下「利用者」という。)が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、また、支援を必要とする状態の軽減若しくは悪化を防止するために適切な指定介護予防支援・第1号介護予防支援事業(以下「介護予防支援」という。)を提供することを目的とする。

3 運営方針等

- (1) 福生市地域包括支援センター加美(以下「事業所」という。)は、利用者に対し、適切な介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントを作成(以下「介護予防ケアプラン」という。)し、かつ介護予防支援に関わるサービス(以下「サービス」という。)の提供が確保されるようサービスを提供する事業者等その他の事業者、関連機関との連絡及び調整その他の提供を行う。
- (2) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
- (3) 事業所は、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

- (4) 事業者は、サービスの提供方法等について、利用者やその家族に理解しやすいように説明を行う。

#### 4 契約からサービス提供までの業務の流れ

- (1) 介護予防支援について契約を締結する。
- (2) 介護予防ケアプランの作成の担当者は、介護予防ケアプラン作成のための準備をする。
- (3) 利用者の状況と利用者を取り巻く状況を把握するために、訪問して聞き取りを行う。
- (4) 必要なサービスを検討する。
- (5) サービスを提供する担当者が、それぞれの専門的な立場から意見を述べ、サービス提供方針を検討する。
- (6) 介護予防ケアプランを作成、説明し、利用者又はその代理人に、文書による計画の内容の承認を得る。
- (7) 介護予防ケアプランに基づき、介護予防支援サービスを提供する。
- (8) 介護予防ケアプランの作成の担当者は、おおむね3か月に1回程度利用者宅を訪問し、状況を把握する。

#### 5 業務を指定居宅介護支援事業所に委託した場合

事業所は、介護予防ケアプランの作成を指定居宅介護支援事業所に委託することができる。委託先の指定居宅介護支援事業所は、委託契約書に基づき当事業所と同様に利用者への対応を行う。

#### 6 利用料金

##### (1) 利用料

介護予防ケアプラン作成（介護予防支援・第1号介護予防支援の提供）に当たり、当事業所への介護報酬は介護保険制度から全額支払われるため（法定代理受領等）利用者の自己負担はない。

- (2) 契約後に介護予防ケアプラン作成途中で正当な理由なく解約した場合は、1か月分の介護予防ケアプラン作成料金の請求をする。

#### 7 秘密の保持

- (1) 当事業所の職員は、個人情報保護法及び福生市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た秘密を保持する。
- (2) 事業所は、担当職員その他の従業者が退職後、在職中に知り得た利用者やその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。

#### 8 個人情報の開示

介護予防支援の実施に当たり、利用者の状況を把握する必要があるときは、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書、利用者基本情報、アセスメントシート、基本チェックリスト結果、把握した利用者の医療情報を指定居宅介護支援事業者、サービス提供事業者等、介護保険施設

等、主治医その他本事業の実施に必要な範囲で関係する者に提示することがある。

#### 9 事故発生時の対応

- (1) 介護予防支援の提供によって事故が発生した場合は、速やかに関係者に連絡を取り対応するとともにその内容を記録する。
- (2) 当事業所の責めに帰すべき事由によって損害が発生した場合は、速やかに損害を賠償する。

#### 10 サービス内容に対する苦情

- (1) 利用者又はその家族からの相談・苦情等を受け付けるための窓口を設置するとともに、苦情解決責任者が責任を持って苦情に対応する。
- (2) 苦情の受付から解決策の検討及び対応内容等について記録する。
- (3) 利用者又はその家族からの相談・苦情等について、福生市福祉保健部介護福祉課介護保険係若しくは東京都国民健康保険団体連合会が行う調査に対して、協力する。
- (4) 当事業所に関する相談・苦情及び介護予防ケアプランに基づいて提供している介護予防支援サービスについての相談・苦情を下記で受け付ける。

#### 【事業所の窓口】

福生市包括支援センター加美 042-553-3720  
センター長 佐々木 和仁

#### 【福生市の窓口】

福生市福祉保健部介護福祉課介護保険係 042-551-1764

#### 【公的機関の窓口】

東京都国民健康保険団体連合会介護相談窓口 03-6238-0177

令和 年 月 日

介護予防ケアプラン作成に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

説明者

東京都福生市加美平 3-6-10 メゾン加美平 103 号室

福生市地域包括支援センター加美

説明者

印

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護予防支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住所

氏名

印

(利用者の署名代行者又は代理人)

住所

氏名

利用者との関係

印